

相続手続きにおける必要書類確認チャート

必要書類



- 次のような場合は前期の必要書類に加えて、別途以下の書類が必要となります。
 - 相続人の中に未成年者がおられ、親権者・未成年者がともに相続人の場合
 - ①特別代理人の選任審判書謄本
 - ②特別代理人の印鑑登録証明書(発行後6か月以内)
 - 相続人の中に成年後見人制度による手続きを必要とされる方がおられる場合
 - ①家庭裁判所の成年後見人等の選任書謄本(正)本または後見登記等の登記事項証明書
または後見監督人の記載ある戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書
 - ②成年後見人または後見監督人の印鑑登録証明書(発行後6か月以内)

- 注意事項
 - 戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書は、「死亡の事実の確認」と「法定相続人の確認」のために必要となります。
以下の点に気を付けてください
 - ①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。そのためいくつかの市区町村の役所からお取り寄せいただくことが必要となる場合があります。
 - ②「戸籍簿」は、次の場合に切り替わりますので、前・後の戸籍謄本が必要となります。
 - ・本籍地を変更された時
 - ・結婚や養子縁組のために、別戸籍に編入された時
 - ・旧法による戸籍簿（「改製原戸籍」から新戸籍に改製された時
※昭和22年の戸籍法改正により、昭和33年4月1日から3年をかけて戸籍の改製作業が行われています
(施行日：昭和23年1月1日)現在も、システムによる管理のため改製作業が順次行われています。(平成6年法務省令による)